

主要国の高等教育機関の修業年限②(英国)

学校種名	課程	修業 年限	通 常 の 在学年齢	備考
大学	準学位課程 (ISCED5)	2	18～20	実務的な内容の応用準学位 (foundation degree) 課程。修了後は第一学位課程への編入も可能。
	第一学位課程 (ISCED6)	3	18～20	基本は3年。外国語学科やビジネス系は課程の中にそれぞれ1年間の留学や実習研修期間が入るため4年。そのほか、医・獣医・歯(5)・薬(4)・看護(3)など、専攻によって修了年数は異なる。医・獣医で学士号取得の課程が組み込まれている大学は6年。
	修士課程 (研究主体) (ISCED7)	2	21～	MPhilとMResがある。前者 (Master of Philosophy) は独立したプロジェクト研究を行う独立した学位だが、一般的に博士課程の導入部分に位置する。後者 (Master of Research) はデータ収集や結果分析など特定分野の研究手法を学ぶ。博士課程を検討している者がその分野での研究経験不足を補う目的で取得することも多い。
	修士課程 (講義主体) (ISCED7)	1	21～	文学修士 (Master of Arts:MA)、理学修士 (Master of Science:MSc) など分野名が付されるのが一般的。
	専門職修士 (ISCED7)	1～2 (大学で設定)	21～	経営学 (MBA) やエンジニア (MEng) など、職業上実践的な技能を習得する。修業年限は大学や専攻による (大学が設定)。
	PGCE (学卒者 教育資格) (ISCED7)	1	21～	学士号保持者を対象に、PGCEという名称の教員資格を取得する課程。同時に正規教員資格 (QTS) も取得できるコースが多い。
	博士課程 (ISCED8)	3～4 (大学で設定)	21～	PhDあるいはDphilと呼ばれるアカデミックな博士課程。第一学位取得後、3～4年在籍し、博士論文の審査に合格する必要がある。研究主体の修士課程に登録し、博士候補として博士課程へ転入するルートも一般的。修士号が不要な大学もあり、年齢制限の上限もない。平均的に24～25歳の入学者が多い。修業年限は大学や専攻による (大学が設定)。
	専門職博士 (ISCED8)	4～5 (大学で設定)	21～	教育博士 (EdD)、医学博士 (MD)、経営学博士 (DBA) など。修業年限は大学や専攻による (大学が設定)。

出典: 文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限③(フランス)

学校種名	課程	修業 年限	通 常 の 在学年齢	備考
大学	学士課程 (ISCED6)	3	18～20	
	職業リサンス課程 (ISCED6)	1	20～	高等教育2年修了者を対象とする1年の課程。修了者に学士の学位が付与される。
	修士課程 (ISCED7)	2	21～	
	博士課程 (ISCED8)	3	23～	
技術短期大学部	大学技術教育学士 取得課程 (ISCED6)	3	18～20	
グランゼコール	機関独自のディプロ ムの取得課程 (ISCED6～7)	3	20～22	主にグランゼコール準備級を経て入学する課程である。
		5	18～22	主にグランゼコール準備級を経ずに入学する課程である。
リセ付設グランゼコ ール準備級	グランゼコール準備 課程 (ISCED6)	2	18～19	グランゼコール入学試験に向けた準備課程 (ディプロム取得課程ではない)。
リセ付設中級技術者 養成課程	中級技術者養成 課程 (ISCED5)	2	18～19	
国立高等教職教育 学院	修士課程 (ISCED7)	2	21～22	

出典: 文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限④(ドイツ)

学校種名	課程	修業 年限	通 常 の 在学年齢	備考
専門大学	学士課程 (ISCED6)	3～4 (大学で設定)	18/19～	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3～4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。多くの専門大学では、企業で職業訓練生として職業訓練に従事しながら大学に関連する座学を学修する二元式学修課程が設置されている。同課程の場合、通常3.5年(210単位)で学士の取得に至る。
	専門大学ディプローム取得課程 (ISCED6)	～4	18/19～	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4年以下とされているため、学士相当と位置づけられている。
	修士課程 (ISCED7)	1～2 (大学で設定)	21～	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1～2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
総合大学 (工科大学、教育大学、神学大学、芸術・音楽大学を含む)	学士課程 (ISCED6)	3～4 (大学で設定)	18/19～	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3～4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。音楽大学が提供する音楽学士の取得課程の標準学修期間は、通常4年である。
	修士課程 (ISCED7)	1～2 (大学で設定)	21～	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1～2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
	ディプローム/マギスター取得課程 (ISCED7)	4.5	18/19～	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4.5年とされているため、修士相当と位置づけられている。
	国家試験 (医学、歯学、薬学、獣医学、食品化学、法学) (ISCED7)	4～6.5	18/19～	特定の専門職養成に関わる学修課程は学位ではなく、国家試験をもって修了する。標準学修期間は、職種により4～6.5年となっており、国家試験の合格は修士相当と位置づけられている (医学：6.5年、歯学：5～5.5年、薬学：4～5年、獣医学：5.5年、食品化学：4.5年、法学：5年、教師養成：4.5年)。
	博士課程 (ISCED8)	(3)	23～	博士の取得を目的とした課程は限定的に存在するのみ。博士の学位は、1人の教授の下で研究を続け、博士論文を執筆するスタイルで取得するのが一般的である。

※在学開始年齢は、中等教育段階の年限が州や中等教育段階の学校種により8年又は9年であるため、18歳又は19歳となっている。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑤(中国)

学校種名	課程	修業 年限	通 常 の 在学年齢	備考
大学	本科課程 (ISCED6)	4～5	19～22	学士は4～5年の本科卒業生で、学業成績が一定の基準に達している者に授与される。学士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、芸術学の12の専攻分野及び建築学の職業専門学位に対して授与される。学士は通常4年の課程。5年の課程は医学、農学の獣医学、芸術学の一部課程などで実施。
	専科課程 (ISCED5)	2～3 (大学で設定)	19～21	
	修士課程 (ISCED7)	2～3 (大学で設定)	22～	修士及び博士の学位は、修士は2～3年の修士課程を、博士は3～4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程 (ISCED8)	3～4 (大学で設定)	24～	
専科学校	専科課程 (ISCED5)	2～3 (大学で設定)	19～21	短期高等教育である専科課程(2～3年)で、主に、教員養成や看護師の育成などの専門人材の育成を担っている。卒業生には短期高等教育の卒業証書が授与される。
職業技術学院	専科課程 (ISCED5)	2～3 (大学で設定)	19～21	短期高等教育である専科課程(2～3年)で、工業、食品、芸術等の様々な分野の実践的人材を育成している。卒業生には、卒業証書が授与される。
大学院レベルの教育を提供する科学研究機関	修士課程 (ISCED7)	2～3 (大学で設定)	22～	修士及び博士の学位は、修士は2～3年の修士課程を、博士は3～4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程 (ISCED8)	3～4 (大学で設定)	24～	

注：「中華人民共和国高等教育法」(1998年制定、2018年改正)の第17条に「専科教育の基本的な修業年限は2～3年、本科教育の基本的な修業年限は4～5年、大学院修士教育の基本的な修業年限は2～3年、大学院博士教育の基本的な修業年限は3～4年とする。非全日制の卒業資格につながる高等教育の修業年限は、これより適宜延長しなければならない。高等教育機関は、実際の必要に基づき、当該機関の修業年限を調整することができる。」と規程がある。なお、学部レベルの教育を提供する本科課程については教育部が「普通高等教育機関本科専門分野目録」を公表しており、その中で修業年限を示している。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑥(韓国)

学校種名	課程	修業 年限	通 常 の 在学年齢	備考
大学	学士課程 (ISCED6)	4	18～21	修業年限は4年(医歯薬系は6年)で、学則で定める所定の課程(140単位前後)を修めると「学士」(Bachelor Degree)が授与される。
	修士課程 (ISCED7)	2～	22～	修士課程及び博士課程の修業年限はそれぞれ2年以上、修士・博士の統合課程は4年以上とする。但し学則の定める所定の単位以上を取得した場合は、修士で1年、博士で6か月、修士・博士統合課程で1年6か月、修業年限を短縮できる。
	博士課程 (ISCED8)			
教育大学	学士課程 (ISCED6)	4	18～21	初等教員養成を目的とする4年制高等教育機関で、学則で定める所定の課程(140単位前後)を修めると「学士」(Bachelor Degree)が授与される。
産業大学	学士課程 (ISCED6)	-	18～21	産業大学の修業年限は制限されていない。
専門大学	専門学士課程 (ISCED5)	2～3	18～20	専門職業人の養成を目的とする短期高等教育機関で、修業年限は2年以上3年以下とされる。所定の単位を修得した場合には「専門学士」(Associate Degree)が授与される。医療・理工系課程は3年制。
	専攻深化課程 (ISCED6)	1～2	20～21	専門大学を卒業した者の継続教育を目的とした1～2年の専攻深化課程(非学位課程も含む)を置くことができ、教育省長官から認可を受けた専攻深化課程において所定の単位を修得した者には「学士」を授与することができる。医療・理工系課程は1年制。
技術大学	学士課程 (ISCED6) 専門学士課程 (ISCED5)	2	18～21	学士課程の入学資格は専門大学を卒業したものかこれと同等の学力があるとされたもので、企業に1年半以上在職した経験があることが条件である。
遠隔大学(放送大学・サイバー大学)	学士課程 (ISCED6)	4	18～	放送通信大学(Air & Corr. University)とサイバー大学(Cyber University)を含む遠隔大学は、2年制の専門学士課程と4年制の学士課程が置かれる。
	専門学士課程 (ISCED5)	2		

出典：文部科学省調べ。

大学通信教育について

大学通信教育は、学校教育法第84条※に定められており、地理的・時間的制約がある社会人など、**通学課程とは異なる様々な学びのニーズに対応し、大学教育の機会を広く提供**している。

※学校教育法 第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

通学制の大学

124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可
(大学設置基準第32条第5項)

卒業に必要な単位数 = 124単位

面接授業

遠隔授業可
: 60単位まで

卒業要件となる
単位数

通信制の大学

124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③放送授業による修得可(大学通信教育設置基準第6条第2項)

卒業に必要な単位数 = 124単位

面接・遠隔授業
: 30単位以上

放送授業、
印刷教材等による授業

うち10単位 = 放送授業で代替可

授業の方法

- 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う(大学設置基準第25条第1項)
- 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる(大学設置基準第25条第2項)

①面接授業

- 同左(大学通信教育設置基準第3条第1項により準用)

②遠隔授業
(メディアを利用して行う授業)

- 同左(大学通信教育設置基準第3条第1項により準用)

③放送授業

- 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(大学通信教育設置基準第3条第1項)
- 添削等による指導を併せて行うものとする(同条第2項)
- 印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネット等を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業(大学通信教育設置基準第3条第1項)
- 添削等による指導を併せて行うものとする(同条第2項)

④印刷教材等
による授業

【※】平成13年文部科学省告示第51号(次ページ参照)
⇒同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、面接授業に
相当する教育効果を有すると認められることが必要。

(参考) 参照条文

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）抄

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年文部科学省告示第51号 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場または住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）抄

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第九条第二項において「インターネット等」という。）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。）の視聴により学修させる授業（次項及び第六条第二項において「放送授業」という。）、大学設置基準（昭和三十一年文部科学省令第28号）第二十五条第一項の方法による授業（第六条第二項及び第九条第三項において「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（第六条第二項において「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

第九条

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であつて、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

主要国の留学生受入れ戦略一覧

国名	米国	英国	オーストラリア	ドイツ	フランス	韓国	日本
留学生受入れ数 学士・修士・博士 の学位取得留学	97.1万人(2016) ↓ ▲14% 83.3万人(2021)	43.2万人(2016) ↓ +39% 60.0万人(2021)	33.6万人(2016) ↓ +13% 37.8万(2021)	24.5万人(2016) ↓ +54% 37.6万人(2021)	24.5万人(2016) ↓ +3% 25.3万(2021)	6.2万人(2016) ↓ +92% 11.9万人(2021)	14.3万人(2016) ↓ +51% 21.6万人(2021)
受入れ元上位5か国 (2021) ※↑↓は、5 年間で20% 以上の人数 増減のあった 国を示す 【出典】OECD 編『図表で見る 教育2022』を 元に作成	1. 中国 295,398人(35%) 2. インド↓ 109,329人(13%) 3. 韓国↓ 38,783人 (5%) 4. カナダ↓ 26,056人 (3%) 5. サウジアラビア↓ 23,225人 (3%)	1. 中国↑ 145,779人(24%) 2. インド↑ 83,923人(14%) 3. ナイジェリア↑ 21,241人 (4%) 4. アメリカ↑ 19,027人 (3%) 5. 香港 16,577人 (3%) ※インドからの受入れ人数は 5倍の増。	1. 中国 93,437人(25%) 2. インド↑ 68,725人(18%) 3. ネパール↑ 32,999人 (9%) 4. ベトナム 14,111人 (4%) 5. インドネシア 11,683人 (3%) ※中国の割合は8ポイント減。 ※ネパールからの受入れ人 数は2.2倍の増。	1.中国↑ 38,386人(10%) 2.インド↑ 28,773人(8%) 3.シリア↑ 16,653人(4%) 4.オーストリア↑ 16,231人(4%) 5.トルコ↑ 11,588人(3%) ※インドからの受入れ人数は 2.5倍増、シリアは6倍、トル コは2.1倍の増。	1.モロッコ↑ 34,961人(14%) 2.中国 23,450人(9%) 3.アルジェリア↑ 23,177人(9%) 4.セネガル↑ 12,125人(5%) 5.チュニジア 10,003人(4%) ※中国の割合は12ポイント 減。 ※ベトナムからの受入れ人数 は7.3倍、モンゴルは3.5倍、 ウズベキスタンは3.4倍、ネ パールは2.1倍の増。	1.中国↑ 59,344人(50%) 2.ベトナム↑ 24,928人(21%) 3.ウズベキスタン↑ 7,641人(6%) 4.モンゴル↑ 4,902人(4%) 5.ネパール↑ 2,611人(2%) ※中国の割合は7ポイント減。 ※ベトナムからの受入れ人数 は2.3倍、モンゴルは2.2倍 の増。	
留学生受入れに関する 国家戦略名 策定年・達成 目標年	連邦政府における国際戦略は策定・公表 されていない。	国際教育戦略：グ ローバルな可能性と成 長 (International Education Strategy: global potential, global growth) 策定：2019年 達成目標：2030年	豪州国際教育戦略 (Australian Strategy for International Education) 策定：2021年 達成目標：2022年	ドイツにおける高等教育機関の国際 化に向けた連邦・各 州学術担当大臣の 戦略 (Strategie der Wissenschaftsminister/ innen von Bund und Ländern für die Internationalisierung der Hochschulen Deutschland) 策定：2013年 達成目標：2020年	「フランスへようこそ」戦 略 (Bienvenue en France) 策定：2018年 達成目標：2027年	韓国留学生受入れ 30万人プロジェクト Study Korea 300K Project (2023) 策定：2023年 達成目標：2027年	「教育未来創造会議 第二次提言」 「教育振興基本計 画」 「戦略的な留学生交 流に関する検討会報 告書」 策定：2023年 達成目標：2033年
数値目標		【受入れ】 ・教育関連の輸出額 を年間350億ポンドに 増やす。 ・英国の高等教育で 学ぶ留学生を年間 60万人に増やす。	【受入れ】 ・数値目標の設定は ない。	【受入れ】 ・35万人（学生数の 1/3相当） 【送り出し】 ・全学生の50%が外国 での学修・研究の 経験。そのうち3分の1 が外国に3ヶ月以上 滞在。	【受入れ】 ・50万人 【送り出し】 ・より多くの学生を海外に送り出す（送り 出しに関する具体的 な数値目標は定めら れていない。）	【受入れ】 ・22万人の留学生受 入れ（世界10位 圏に） ・加えて、大学間交 流に基づく学生交流 や教育ODA等を8 万人に拡大。	【受入れ】 ・40万人（うち高等 教育段階38万人） 【送り出し】 ・50万人（うち高等 教育段階38万人）

主要国の留学生受入れ戦略(米国)

国家戦略の策定・公表なし

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	連邦政府における国際戦略は策定・公表されていない。
留学生受入れに係る主な取組	
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成	公立：\$ 9,212 (139万円) 私立：\$ 31,875 (481万円) ※公立大学の学費は、In-District/In-State/Out-Stateの別に設定。平均的には、 <u>Out-StateはIn-Stateの2倍以上</u> となる。
留学生向け奨学金	▶フルブライト奨学金 ・毎年新たに支給される奨学生8,000人（160か国以上） （8,000人は米国人学生の派遣も含む数字） Ex. 日本人学生向けプログラムの例 生活費 \$ 1,320～2,660（19.9～39.9万円）/月、授業料、渡航費（同伴家族1名分含む）、住居手当・家族手当等を支給 ・資金源は、米国国務省、相手国政府、民間支援

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート（1 \$ = 151円、1 £ = 191円、1豪ドル=99円、1€=164円、1ウォン=0.11円）で計算したもの。

主要国の留学生受入れ戦略(英国)

国際教育戦略：グローバルな可能性と成長

(International Education Strategy: global potential, global growth)

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	英国は、世界トップクラスの教育を提供し、世界的な評価を得ており、国際市場で強い存在感を示している。（中略）これは英国に多くの利益をもたらす。経済成長に重要な貢献をし、投資や雇用を生み出す助けとなる。また、英国のソフト・パワーの拡大はより広範な恩恵をもたらす。国際的な協力関係の強化により、貧困のような世界的課題への取組を支援し、ひいては国家安全保障を強化することができる。 世界の教育市場は急速に発展している。これにより、英国も多くの機会を得る一方、野心的な競争相手も行動を起こしている（中略）。 教育輸出を2030年には350億ポンドに増やすことを目標とする。（中略）。 この目標達成には、年平均4%の成長率が必要であり、そのため留学生数の世界市場シェア拡大を目指す。（中略）この目標は単に経済的なものだけではない。国際的な協力は、海外からの英国の制度へのより良い理解に資する。適切な場合には、他国の教育改革を支援するために活動している英国の教育提供者に対し、知識の共有や政策の交換を支援することで、政府の支援を提供する。 この目標の一環として、英国で学ぶ留学生数を2030年までに60万人に増やす。より広くは、グローバル・パートナーの教育目標を支援し、英国の世界的な影響力を高める。
留学生受入れに係る主な取組	5つの分野横断的な戦略アクション ①国際教育を率先する熱意あるリーダーを指名 ②英国の教育の幅と多様性を広報する「Education is GREAT」のキャンペーンの国際的な展開の強化 ③引き続き留学生受入れ環境を整備し、競争力ある提案の開発 ④政府の関与や国内外の政府部門が調整する仕組みを構築し、政府全体としての取組を確立 ⑤英国の教育輸出データの正確性や範囲を改善し、より明確な教育輸出活動に活用 ※具体的なアクション計画には、外国人学生に対するビザの見直しや申請プロセスの見直し等も含まれる。
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成	公立（注）：\$ 12,255 (185万円) ※留学生の授業料は各大学が自由に設定可。留学生の年間学費は大学や学部によって異なり、£11,400 - £38,000（平均約 £ 22,200 (424万円)） （注：国立と私立の考え方が日本と異なるため、英国の大学をほとんど国立としている資料と全て私立としている資料があり、『図表で見る教育』の整理に従った。）
留学生向け奨学金	▶チーヴィング奨学金 生活費953ポンド（18.2万円）/月、授業料、渡航費を支給 修士段階以上が対象

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート（1 \$ = 151円、1 £ = 191円、1豪ドル=99円、1€=164円、1ウォン=0.11円）で計算したもの。

主要国の留学生受入れ戦略(オーストラリア)

豪州国際教育戦略 (Australian Strategy for International Education)

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	国際教育は、オーストラリアの社会的、文化的、経済的繁栄に重要な役割を果たすようになり、過去10年間で同国経済に2500億ドル近くをもたらした。2015年には同国経済に190億ドルの貢献があり、2019年には403億ドルとほぼ倍増した。この結果、国際教育は同国最大のサービス輸出となり、輸出セクター全体では第4位となった。 また、留学生やその家族、友人たちは、観光客経済にも大きく貢献し、雇用や経済の機会をさらに生み出している。(中略) このセクターをより持続可能なものにし、成功のための新たな機会を創出し、国内外の学生の経験を向上させるために、これまでとは異なることを行うことが重要である。多角化はこれらの目的の中心となる。
留学生受入れに係る主な取組	・留学生の出身国の多様化 ・多様なオンライン教育及びオフショアプログラムの提供 ・留学生のオーストラリア内外での就職を念頭においた技能・技術教育の提供 ・イノベーションや経済成長に合致した国際的な研究協力の促進 等
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成	公立：\$ 5,031 (76万円) 私立：\$ 9,239 (140万円) ※国内学生と留学生の別に設定。 Ex. シドニー大学の人文・学士課程の例(2023) 国内学生：1.5万豪ドル (約136万円) 留学生：4.6万豪ドル (約418万円) (高等教育機関は、留学生が国内学生の定員や教育機会を圧迫せず、かつ国内学生の教育資源を減少させないために、留学生から徴収することとされている。このため、留学生に提供する課程の全てのコストを賄うに十分な料金を徴収しなければならない。)
留学生向け奨学金	連邦政府としてのファンドはない。 (大学の取組として留学生誘致のための奨学金を設ける場合に、州政府が支援するものもある。)

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート（1\$=151円、1£=191円、1豪ドル=99円、1€=164円、1ウォン=0.11円）で計算したもの。

主要国の留学生受入れ戦略(ドイツ)

ドイツにおける高等教育教育機関の国際化に向けた連邦・各州学術担当大臣の戦略 (Strategie der Wissenschaftsminister/innen von Bund und Ländern für die Internationalisierung der Hochschulen in Deutschland)

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	国際化はドイツの大学の機関としての特性を形作る中心的な要素であり、質の向上に不可欠な手段として、大学改革の推進力にもなっている。 国際化は、学術的な協力と文化間の対話を促進する。 国際化は、大学のさらなる発展と科学の拠点としてのドイツに決定的な影響を与える。 私たちは、他国の優秀な大学と魅力的かつ競争的に競い合い、グローバルな課題の解決に貢献できるような大学を求めている。
留学生受入れに係る主な取組	9つの重点行動領域： ①各高等教育機関の戦略的国際化、 ②国際化のための法的枠組みの改善、 ③歓迎する文化の確立、 ④国際的なキャンパス設立（国際的な学習機会の提供）、 ⑤学生の国際的な移動促進（カリキュラムに拘束力あるモビリティ・ウィンドウの組み込み、海外での学業・試験成績の認定の改善、海外大学との国際学位プログラムの充実（JD、DD含む）等）、 ⑥高等教育拠点としての魅力の向上（魅力的な教育プログラムと近代的なマーケティングを通じた主要な留学地としての地位向上。選抜の改善、学業成績の向上、留学生の統合において大学を支援）、 ⑦海外の優秀な若手研究者の獲得、 ⑧国際的な研究協力の拡大、 ⑨国境を越える高等教育の提供体制の確立（海外での教育プログラム提供・海外の高等教育機関との協定への支援）
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成	公立：大半の州立大学では、初めて専攻する学士課程や多くの修士課程では、留学生を含めて、基本的に授業料はかからない。ただし州により、授業料徴収の対象となることがある。 Ex. バーデン＝ヴュルテンベルク州の州立大学の場合、EU以外からの留学生は1学期あたり€1,500（約25万円）の授業料を支払う。
留学生向け奨学金	▶ドイツ学術交流会(DAAD) 奨学金 生活費861～1,200€（14.1～19.7万円）/月、住宅手当、家族手当、語学研修、渡航費等を支給 修士段階以上が対象

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート（1\$=151円、1£=191円、1豪ドル=99円、1€=164円、1ウォン=0.11円）で計算したもの。

主要国の留学生受入れ戦略(フランス)

「フランスへようこそ」戦略 (Bienvenue en France)

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	留学生の数はソフトパワーの一要素であり、その国の教育システムの魅力の表れであり、明日のエリートを育成し、その国の価値観を広める力の証である。 また、留学生が地元地域や教育機関に収入をもたらす、経済的な結びつきを強めるだけでなく、留学生が留学先の国に留まることで、留学先の社会や経済に永続的な影響を与えることもできる。 最後に、留学経験者はしばしば、かつて学んだ国の最高の広報大使となる（フランスでは、キャンパス・フランスが在外公館と連携して管理・運営する「France Alumni」ネットワークに、25万人の修了生が参加している）。
留学生受入れに係る主な取組	・授業料の値上げ、受入れ環境の改善、奨学金の3倍増を組み合わせた新戦略により、フランスは、質の高い教育を求めるより多くの留学生を惹きつけ、世界有数の受け入れ国としての地位を強化する ①留学生を対象とするビザ手続等の簡素化、②高等教育機関における外国語としての仏語教育及び英語による課程の拡大 ③留学生の受入れ態勢の質を保证するため、条件を満たす機関に対するラベルの付与、④欧州圏外の留学生に対する学籍登録料の差別化及び奨学金の拡大、⑤外国におけるフランスの高等教育のプレゼンスの向上、⑥留学生誘致の広報活動の強化
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成	国立：\$ 230 (3.5万円) ※2019年度より、留学生（注）は国内学生と異なる学籍登録料を支払うことが義務付けられた。負担額は、学士課程 €2,770 (45万円) で、コース実費の3分の1相当。 (注：欧州経済地域（EEA）加盟国またはスイス以外の国籍を有する留学生)
留学生向け奨学金	奨学金を3倍に拡充。以下の合計で留学生の4人に1人が免除または奨学金等の対象。 ▶フランス政府奨学金 生活費€1,588 (26万円) /月など（理系）、15,000人（現在の7,000人から増加）。マグレブおよびアフリカ諸国の学生が優先される。 ▶大学・高等教育機関奨学金 6,000人分。各教育機関の提携・魅力向上戦略に沿った基準に基づき、各教育機関が授与する。 (外国人博士課程の学生は、特別な支援プログラムの支援も同時に受ける。) さらに、大学・高等教育機関は、外国の教育機関との二国間協定の枠内で、相互主義を条件として、留学生と欧州学生を同じ学籍登録料とする選択肢を引き続き有する。 エラスムス+のような交換プログラムの一環として受け入れているEU以外の学生を含め、合計12,500人の留学生がこの免除の恩恵を受けることになる。

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート（1\$ = 151円、1£ = 191円、1豪ドル = 99円、1€ = 164円、1ウォン = 0.11円）で計算したもの。

主要国の留学生受入れ戦略(韓国)

韓国留学生受入れ30万人プロジェクト Study Korea 300K Project (2023)

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	期待する効果：国家競争力の向上 ・外国人の優秀人材の確保による先端分野の産業競争力向上 ・留学中やその後の就職・定住により、地域経済に経済効果創出 ・優秀な人材と学問的多様性を確保し、研究競争力や世界大学ランキング順位の向上、学科の競争力向上を誘導し、国内学生にも教育機会拡大 ・国内外の学生間交流により異文化理解・グローバル感覚の涵養
留学生受入れに係る主な取組	①留学生の誘致強化（特区の新設、韓国教育院内に誘致センターの設置、留学生ビザに関する規制の見直し、留学生向けの入試にかかる規制緩和等） ②地域需要に合わせた人材誘致及び定住支援 ③先端分野人材（理工系）や新産業を牽引する人材の戦略的誘致（政府奨学金の拡充、世界トップクラスの教授人材の誘致、英語課程の拡大、定着のためのビザのファストトラックの新制度等） ④韓国留学の裾野拡大のための広報等強化（韓国語教育の活性化、海外大学との連携強化等） 等
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成	公立：\$ 4,814 (73万円) 私立：\$ 8,621 (130万円) 留学生は定員外での受入れが可能であり、各大学独自に授業料設定可能。 約9割の大学で留学生誘致のため授業料減免措置。ただし留学生受入れの認証評価（国際力量認証評価）において、基準を超えた授業料減免は制限される。 2017年時点で、約8割の大学において、韓国人学生より外国人留学生の方の負担率が低いとの調査結果あり。
留学生向け奨学金	▶韓国政府奨学金(GKS奨学金) 90~100ウォン (10~11万円) /月 約1400人に支給 専門学士、学部、修士、博士の学位取得に必要な生活費・学費等 ※経済協力の需要が高い国（ポーランド、UAE等）、理工系人材が多い国（インド、パキスタン等）の選抜規模を拡大する方針。

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート（1\$ = 151円、1£ = 191円、1豪ドル = 99円、1€ = 164円、1ウォン = 0.11円）で計算したもの。

主要国の留学生受入れ戦略(日本)

「教育未来創造会議 第二次提言」、「教育振興基本計画」「戦略的な留学生交流に関する検討会報告書」

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	○外国人留学生の受入れの推進 ・諸外国との国際交流や相互理解の促進、我が国の大学等における教育研究の活性化・水準向上や今後の社会の発展に寄与する高度外国人材の確保等の観点から、高等学校段階からの戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図る。このため、関係府省・機関等との連携の下、日本への留学に関心を持つ外国人への日本留学の魅力の発信や、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。〔教育振興基本計画(2023)〕
留学生受入れに係る主な取組	①留学生の受入れ、②日本人学生の送り出し、③大学の国際化が相互に作用し循環するグローバルエコシステムを構築。 【留学生受入れ】 ・戦略性を持った留学生獲得の強化(JASSOの情報収集・戦略立案機能の強化、我が国としての一元的なリクルーティング機能の強化等) ・奨学金の充実(重点地域・分野の反映等) ・国内就職支援、日本語教育の充実 ・安全保障貿易管理・研究インテグリティの推進、適正な受入れと在籍管理の徹底等 【大学の国際化】 ・留学生支援体制の強化や国際通用性のある教育の展開(外国語による授業、留学生と日本人学生が共に学ぶ授業の実施)等の取組支援 ・G7やASEAN等の国・地域にある大学との互惠関係が維持されるための戦略的な支援等
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育2022』を元に作成	国立:54万円 / 私立:91万円 国立大学について、留学生の授業料をより弾力的に設定できるよう、制度の見直しを図った(2024.4~)。
留学生向け奨学金	▶国費外国人留学生奨学金 11.7~14.5万円/月、渡航費を支給。授業料負担なし。約10,000人に支給。 学士、修士、博士課程、高専、専修学校への受入れが対象。

※日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート(1\$=151円、1£=191円、1豪ドル=99円、1€=164円、1ウォン=0.11円)で計算したもの。

戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ(概要)

I. 留学生交流の意義・目的

令和5年5月 文部科学省 戦略的な留学生交流の推進に関する検討会

1. 留学生交流全体の意義・目的

- (1) 国際社会及び我が国の安定と平和への貢献
- (2) 我が国の高等教育の強化、国際教育・研究ネットワークへの参画
- (3) 大学を中核とした国際的に開かれた日本社会の実現

2. 外国人留学生受入れの意義・目的

- (1) 外交政策的目的 → 諸外国との相互理解の増進等
- (2) 大学の教育研究力の向上 → ダイバーシティの深化、国際競争力向上への参画等
- (3) 高度外国人材の獲得 → イノベーションを推進する人材として活躍等

3. 日本人学生の留学の意義・目的

- (1) 全ての留学 → 語学力・コミュニケーション能力向上、主体性・チャレンジ精神・公民意識の涵養等
- (2) 高専教育レベルの学修経験を伴う留学 → 多様な文化的背景をもつ人々と協働する力や課題解決力、新たな価値を創造する力の育成
- (3) より高度で専門的なプログラムの履修を伴う留学 → 高度な専門性をもって新たな価値を創造する力、トップコミュニティを含むネットワークの構築
(大学院レベルでの留学、1年以上の長期留学、学位取得留学等)

II. 地域・分野の戦略

分野戦略

- ① 地球規模課題等、我が国が課題解決に主体的立場で取り組みたい分野
→ 環境、農学、工学、保健、社会科学

- ② 科学技術の観点で、国際的な競争優位のネットワークへの参画が特に望まれる分野
→ 国家戦略等を踏まえ、バイオ、AI・情報、マテリアル、半導体、エネルギー、量子、通信、健康医療等
(我が国の科学技術政策の変化に応じて柔軟に対応)

- ③ 経済社会の構造変革や持続的成長、イノベーションの推進において特に振興が求められる分野
→ 文理融合、STEAM、工学、DX、情報科学
(これらの分野の受入れによりグローバル展開を視野に入れた日本発スタートアップの促進にも寄与)

地域戦略

※地域・分野等の特性に鑑み、特に言及すべき必要性の高いものについて明らかにする。明示的に重要性に言及しない地域・分野等も、多様な確保の観点で留学生交流の推進は重要。

東アジア

相互の視点を重視し、均衡性のある人的交流を通じた関係を維持。モンゴルについては地域の平和と安定、我が国の高等教育の多様性確保の観点で留学生交流(特に受入れ)を推進。

東南アジア

世界経済を牽引する成長センターへ発展した地域。教育研究の観点でも、高等教育・研究のネットワークが強化され、存在が感じている。双方に多様な関係構築を図りつつ留学生交流を推進。

南西アジア

地政学的要衝で、多くの国が高い経済成長。特にインドは優秀な理工系人材等を輩出する一方、我が国への留学生数は他の主要国と比べ少なく、受入れを積極的に強化。

大洋州

戦略的な重要地域であり、豪・NZの主要大学は世界トップ水準の研究力を有し、大学間協定による交換留学の拡大など留学生交流を推進。

北米

米国は我が国の外交・安全保障の基軸で相互の文化を理解する人材層の充実が不可欠。世界トップ水準の研究大学を有し、戦略的な大学間交流を軸とした交流の強化が重要。カナダも世界トップ水準の研究大学を有し、スタートアップ・エコシステムも成熟。留学生交流の強化が、産業界のコア人材獲得の強化やスタートアップ人材層の活性化に資することもある。外交的には国際協定でも存在を示すパートナーで、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け連携すべき相手。世界最大の日系社会との連携強化や、我が国の高等教育における多様性確保の観点から、留学生交流を推進。

中南米

EU加盟国を中心に、我が国と共有する普遍的価値を推進。競争優位の観点等から、質の高い留学生交流を強化。特にQ7(ブラジル、コロンビア、ペルー、チリ、エクアドル、ベネズエラ)と我が国の関係強化を推進。

欧州

世界のエネルギー事情や地政学的な変化の中、本地域の安定的発展への関与は、自由で開かれた国際秩序の追求のために不可欠。留学生交流を通じた一層の協力を推進。

中東

経済成長率や今後の大きな成長可能性、人口構成、英語教育を受ける人材の割合等も踏まえ、我が国との関係を強化する上で留学生交流の促進は重要な役割。

アフリカ

III. 今後の施策の方向性

1. 外国人留学生の受入れ

- ・戦略性を持った留学生獲得の強化(JASSOの情報収集・戦略立案機能の強化、我が国としての一元的なリクルーティング機能の強化、大学等の国際業務に高い専門性を持つアドミニストレータ職等の育成・活用、渡日前入試の推進等)
- ・奨学金の充実(重点地域・分野の反映等)・運用改善
- ・国内就職支援、日本語教育の充実
- ・安全保障貿易管理・研究インテグリティの推進、適正な受入れと在籍管理の徹底等

2. 日本人学生の留学

- ・学位取得型の留学や大学院レベルの交流の促進
(早期からの海外経験や英語力強化等により機運醸成、修士・修士(専攻)に学位取得留学の奨学金の拡充等)
- ・高等教育レベルの学びを伴う単位取得等留学の促進
(中間以上の留学への奨学金の重点化、単位互換等大学間連携の推進等)
- ・短期留学はその後の高度な留学や研究交流につなげる観点から引き続き推進等

3. 大学の国際化

- ・留学生支援体制の強化や国際通用性のある教育の展開(外国語による授業、留学生と日本人学生が共に学ぶ授業の実施)等の取組支援
- ・G7やASEAN等の国・地域にある大学との互惠関係が維持されるための戦略的な支援等

地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン(ポイント)

令和2年10月30日公表

【地域連携プラットフォームの必要性と意義】

(※) ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

- 大学等の高等教育機関は**地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
 - **地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界**。
- IT技術等の進化により、**地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。
- このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な**関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化**を図っていくことが不可欠。

大学等にとっては、**地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化**や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上

地方公共団体にとっては、大学等の知と人材を活用した**課題解決や域内への若者の定着促進**、地域の経済基盤強化と社会の維持・存続

産業界にとっては、**自らのニーズを反映した人材育成や共同研究による活性化**、魅力的な雇用の維持・増加

地域連携プラットフォームの体制整備、運営 (既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる)

体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与 (トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画)

運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効 (議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能)
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等



地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

(※) ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学時等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

課題解決のために実行する事項 (例)

- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率 (特に域内進学率) や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受け入れや社会人向け教育プログラムの開発 等

地域の高等教育機会と人材の確保

高等教育機関との連携による課題解決と地域振興

地域社会の維持・活性化

全国の地域連携プラットフォームについて

「地方公共団体と高等教育機関の連携の状況に関するアンケート」(令和6年6月28日 文部科学省)より作成

地域連携プラットフォームは全国で**273**(※) あるとの回答が得られた。
また、3県を除き44都道府県で地域連携プラットフォームが所在している。
(令和6年6月28日現在)

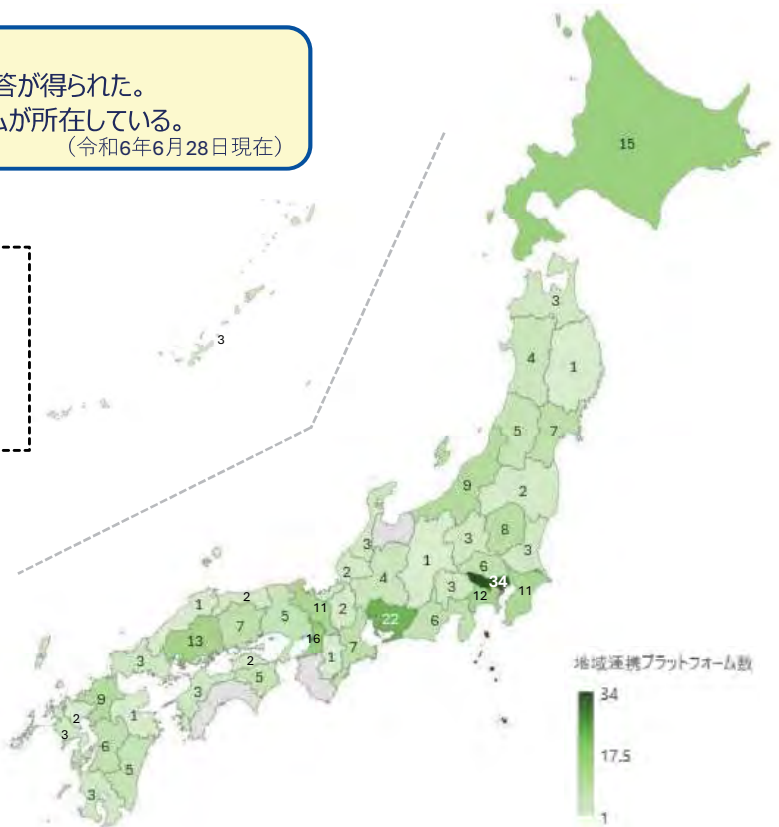
Q. 貴機関は地域連携プラットフォームに参加していますか。
→「参加している」又は「検討中」と答えた場合は下記を回答

- ・プラットフォームの名称
- ・参画した時期
- ・プラットフォームの構成員
(地方公共団体名、高等教育機関名、経済団体名) 等

<地域連携プラットフォームの定義 (文部科学省ガイドライン(R2.10)より) >

- ① 大学等のみならず、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論・協議の場を構築している。
- ② エビデンスに基づき現状・課題を把握した上で将来の目標を共有し、絵に描いた餅で終わることなく地域課題の解決に向けた連携協力の強化が図られている。
- ③ 地域の大学等の活性化やグランドデザインの策定、高等教育機会の確保や地域人材の確保、大学等を含めた地域社会の維持発展を図るための仕組みとなっている。

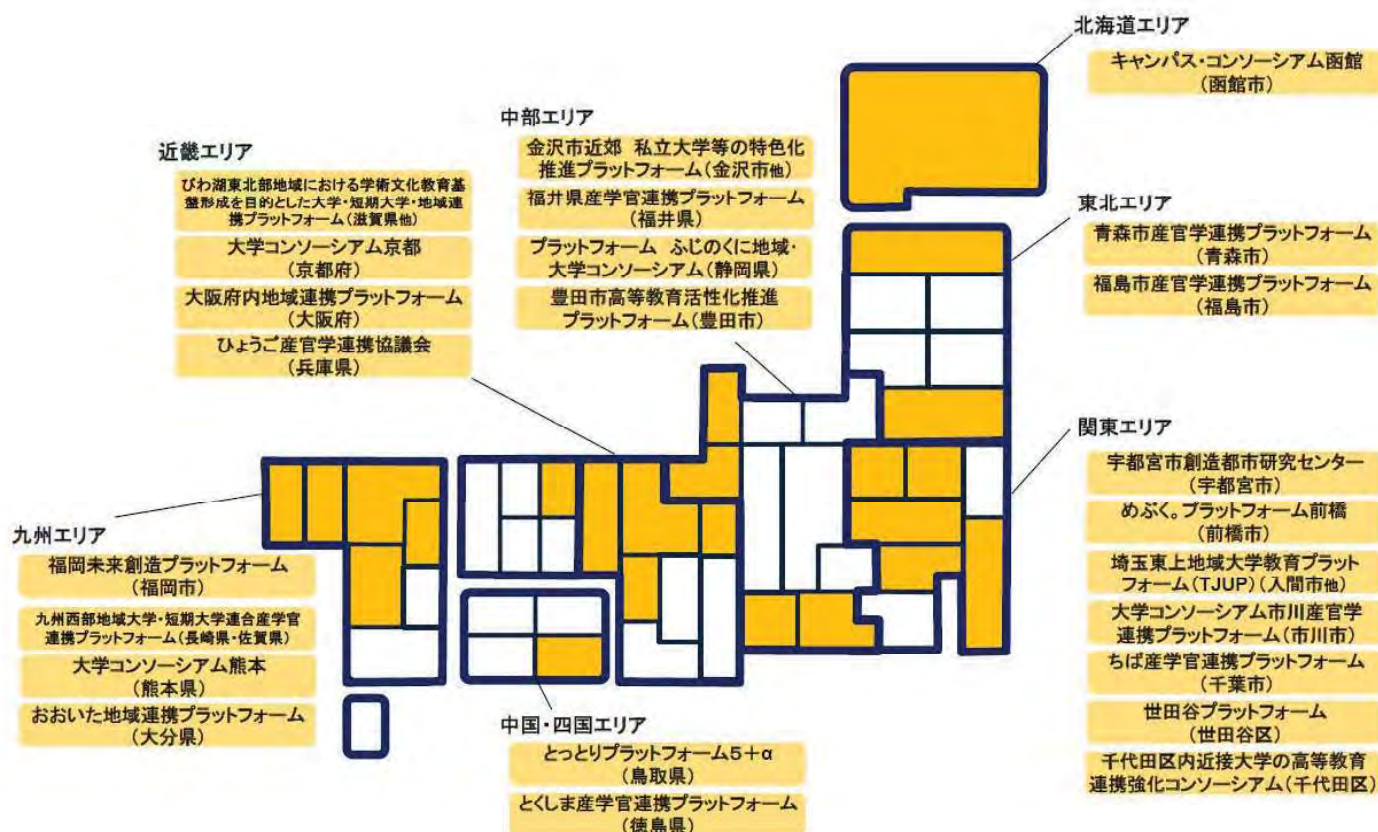
(参考) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/platform/mext_00994.html



地域連携プラットフォームの所在数

※佐賀県と長崎県が共に参加している地域連携プラットフォームについて、日本地図上は佐賀県と長崎県でそれぞれ1件ずつカウントしている。

私立大学等改革総合支援事業におけるエリア別プラットフォーム選定状況

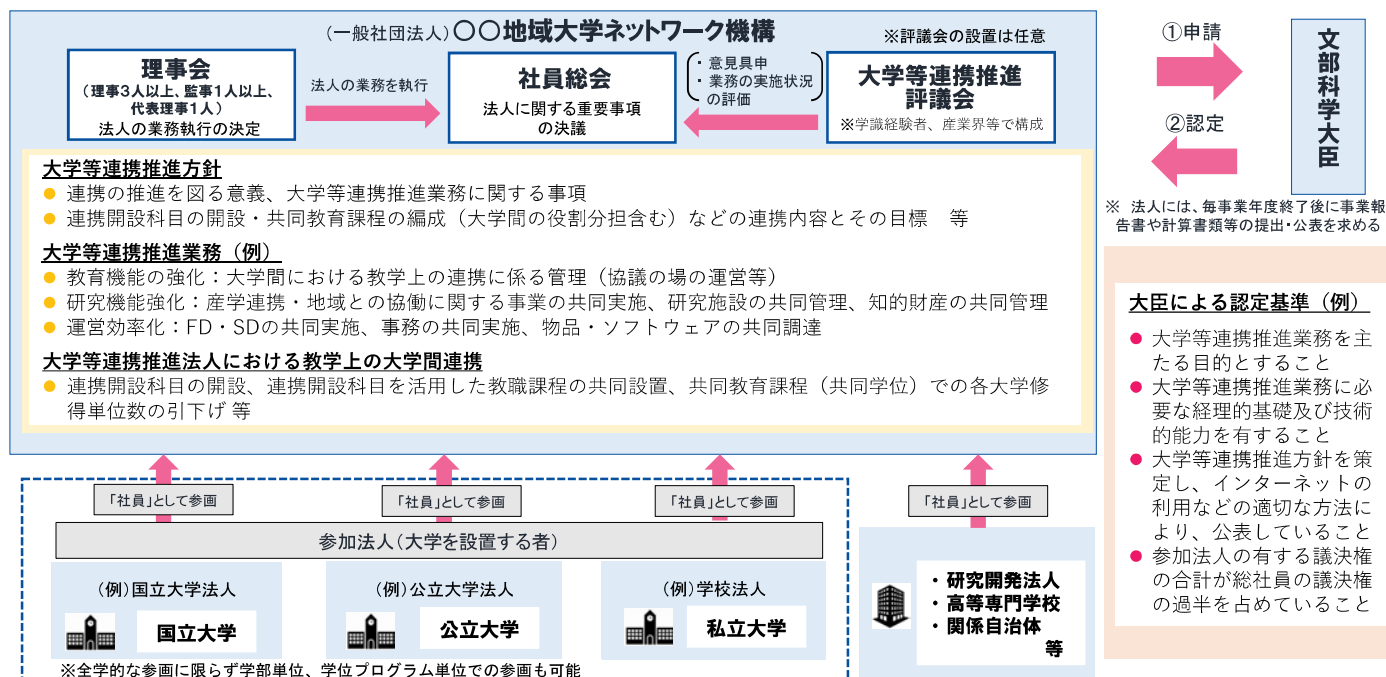


大学等連携推進法人について

(令和3年2月26日公布・施行)

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。

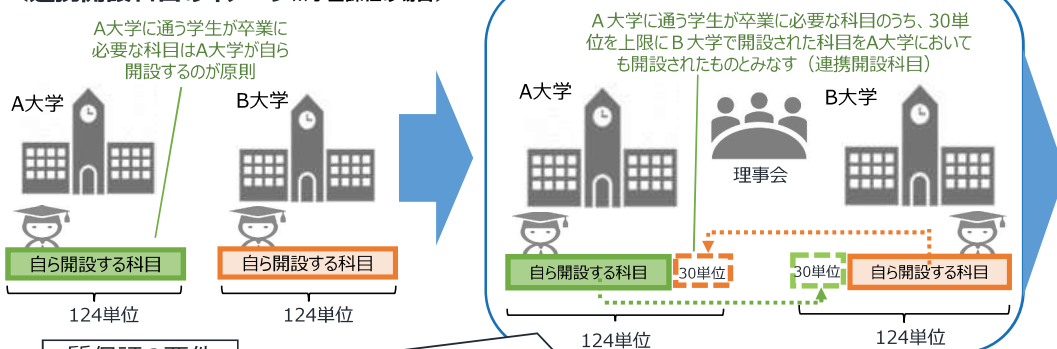


大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「**大学は、……教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。**」とされている（**自ら開設の原則**）。
- 社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要
- 質の保証にも留意**しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、**他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす**特例措置を設ける。

＜連携開設科目のイメージ※学士課程の場合＞



＜得られる成果＞

- ①各大学の強みや特色を生かして、
・充実した教育プログラムの提供
・弱点分野の相互補完
・**地域が求める人材等**を連携して育成
 - ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
・**きめ細かな指導や少人数教育の実施**
- ⇒例えば、地域の大学が連携して**数理・データサイエンス・AI教育を実施**することや、**教養教育を充実**させることが可能に。

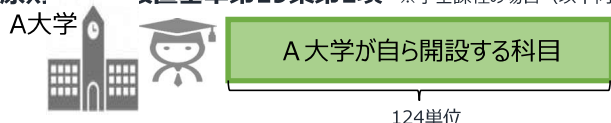
質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が**教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」**を策定し、**文部科学大臣へ届出**
- ✓ 参加大学間で**連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築**（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場合）
- ✓ 連携開設科目で**修得できる単位数の上限を設定**（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の**情報公表を義務付け**等

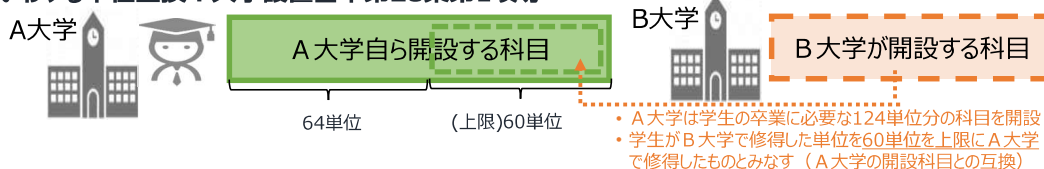
大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。

①原則：大学設置基準第19条第1項 ※学士課程の場合（以下同様）



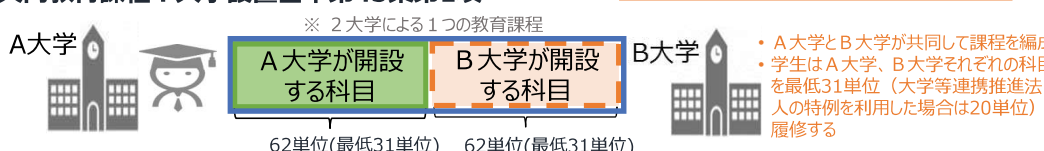
②いわゆる単位互換：大学設置基準第28条第1項等



③連携開設科目：大学設置基準第19条の2第1項



④共同教育課程：大学設置基準第43条第1項



●連携に関する要件等

協定の締結	協議の場合	設置者による方針策定
○	△	△
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	任意で実施可能	任意で策定可能
○	◎	◎
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	設置者は設置基準上策定が必要
○	◎	△※
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	任意で策定可能 ※大学等連携推進法人制度の特例を利用する場合は策定が必要

現在認定されている大学等連携推進法人①

(一社) 大学アライアンスやまなし 令和3年3月認定 国立大学法人山梨大学（山梨大学） 公立大学法人山梨県立大学（山梨県立大学） 国立・公立という設置形態を超えた連携により、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図ることで、地域の発展に寄与 取組内容 ● 連携開設科目の開設（令和3年度～） 教養教育分野、留学生対象科目 高度専門人材養成 （教員養成、幼児教育、看護教育、社会科学等） ● 教育資源の有効活用 施設の共同利用、就職支援の相互利用等 ● 学生・教職員の交流 合同講演会/研修の開催、事務職員の人事交流 ● 効率的な大学運営 電気の共同契約、消耗品等の共同調達 ● 連携の枠組みを活かした地域貢献活動 新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種 等	(一社) 四国地域大学ネットワーク機構 令和4年3月認定 国立大学法人徳島大学（徳島大学） 国立大学法人鳴門教育大学（鳴門教育大学） 国立大学法人香川大学（香川大学） 国立大学法人愛媛大学（愛媛大学） 国立大学法人高知大学（高知大学） 5大学の連携によって高等教育機関としての機能を一層強化することを通じて、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、急速に変容するGlobal/Local社会でも存続できる地域分散型社会を実現 取組内容 ● 連携開設科目の開設（令和5年度～） ● 連携教職課程の開設（令和5年度～） 教員養成（美術、家庭、情報） ● 持続可能な地域を牽引できる人材を育成する「四国人財育成塾」事業 →シンポジウムの開催などによって、わが国のモデルとなる地域社会実現のための情報を発信 →単独大学の教育リソースだけでは為しえない、一層厚みのある教員養成 等
(一社) 学修評価・教育開発協議会 令和4年3月認定 学校法人濱名山学院（関西国際大学） 学校法人札幌国際大学（札幌国際大学） 学校法人北陸学院（北陸学院大学） 学校法人共愛学園（共愛学園前橋国際大学） 学校法人創価大学（創価大学） 学校法人宮崎学園（宮崎国際大学） 学校法人富山国際学園（富山国際大学） 教育改革に係る研究ならびに学生教育の充実等に関する大学等連携推進業務等を行い、大学等の緊密な連携の推進による教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、地域社会の発展に貢献 取組内容 ● 国内留学事業（学生の相互派遣） ● 単位互換プログラム事業の実施 ● 連携開設科目の開設（令和5年度～） 社会の要請に応える新たな科目 （教員養成、幼児教育、データサイエンス等） 地域の課題解決に係る科目 ● 学生・社会人への教育プログラムの開発（予定） ● 学修成果の評価方法の開発・普及 等	(一社) やまぐち共創大学コンソーシアム 令和5年3月認定 国立大学法人山口大学（山口大学） 公立大学法人山口県立大学（山口県立大学） 学校法人宇部学園（山口学芸大学） 強みや特色、教育資源等の異なる国公私立3大学の連携により、教育研究機能の強化に資するとともに、地域との共創によって地域が求める人材育成や地域社会の振興と発展に寄与 取組内容 ● 連携開設科目の開設（令和5年度～） 文系DX人材の育成 →文理横断教育、データサイエンス教育 知的財産教育、地域理解教育の充実 ● DXによる地域課題解決に向けたPBLの実施・評価 ● 高大接続の推進 高校生の探究活動の実施 ● リカレント教育・リスキリング教育の推進 等

現在認定されている大学等連携推進法人②

(一社) 信州アライアンス 令和5年11月認定 国立大学法人信州大学（信州大学） 公立大学法人長野大学（長野大学） 学校法人佐久学園（佐久大学） 強みや特色を活かした効果的な連携を推進し、教育研究機能の強化のための連携や地域が求める人材育成に取り組むことを通じ、地域社会の振興と発展に貢献 取組内容 ● 連携開設科目の開設（令和6年度～） 文理横断型STEAM教育、地域学、データサイエンス、グリーンテクノロジー、地域課題解決PBLによる総合知の創出・活用を図る ● 地域活性化人材を育成する「しあわせ」信州を創造する地域活性化高度人材育成プログラム インターンシップ、FD/SD、就職説明会の共同実施 →「しあわせ信州」を創造する地域活性化高度人材を輩出 等	(一社) 熊本地域大学ネットワーク機構 令和5年11月認定 国立大学法人熊本大学（熊本大学） 公立大学法人熊本県立大学（熊本県立大学） 学校法人東海大学（東海大学） 地域における高等教育の機能強化を更に発展させることを通じ、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、地域の発展に貢献 取組内容 ● 連携開設科目の開設（令和6年度～） 文理横断教育、データサイエンス教育 地域課題PBL（問題解決型学習）等の充実 →各大学の学位プログラムにおいて、不足する教育内容に関して強み・特色のある教育リソースを提供する役割を担うことで、教育内容の向上を図る ● くまもとの未来を拓くグローバルDX人材育成プロジェクト事業 等
(一社) ヒロシマ平和研究教育機構 令和6年3月認定 国立大学法人広島大学（広島大学） 公立大学法人広島市立大学（広島市立大学） 広島市 公益財団法人広島平和文化センター 大学相互間や大学と地方公共団体又は平和に関する関係団体等との間における平和に関する研究教育等により、核兵器のない平和な世界への思いを、世界中の市民社会の世論に根付かせ、平和への大きな潮流をつくる 取組内容 ● 参加大学研究機関の特色を生かした平和に関する共同研究を実施 ● 被爆関連資料の一括横断システムの構築に向けたデータベース調査 被爆関係の研究・学習を促進する基盤の整備を目的 ● 広島短期滞在プログラムの創設、給付型奨学金制度の新設に向けた調査・協議 海外の若手研究者を対象とした滞在経費の支援等 等	(一社) 高等教育ネットワーク岐阜 令和6年3月認定 国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学（岐阜大学） 学校法人岐阜済美学院中部学院大学（中部学院大学） 岐阜市立女子短期大学（女子短期大学） 大学・短期大学間相互の大学等連携推進業務等により、地域社会のニーズに応える事業を推進することで、地域社会の課題解決につながる活動や新規事業の創業・起業、共生社会の実現ができる人材育成の支援に取り組み、地域活性化に寄与 取組内容 ● 連携開設科目の開設（令和6年度～） 教養教育を中心とし、各大学固有の専門性を生かした授業を提供 →各大学の教育の充実に取り組み、文理横断的な資質能力を身に付けた人材育成に貢献 ● 共同研修事業としてFD又はSDを実施 →法人の事業に関連する教職員の能力及び事業の更なる高度化を図る 等

公私立大学の新設大学一覧（H14～R5）

H14	H15	H16	H17	H18	H19
大学	大学	大学	大学	大学	大学
1 新潟県立看護大学	1 神奈川県立保健福祉大学	1 国際教養大学	1 大阪府立大学	1 名寄市立大学	1 日本医療科学大学
2 群馬社会福祉大学	2 尚絅学院大学	2 兵庫県立大学	2 県立広島大学	2 札幌市立大学	2 東京未来大学
3 東京女子学院大学	3 福島学院大学	3 香川県立保健医療大学	3 首都大学東京	3 札幌大谷大学	3 四日市看護医療大学
4 東京富士大学	4 浦和大学	4 愛媛県立医療技術大学	4 群馬県立県民健康科学大学	4 了徳寺大学	4 京都医療科学大学
5 田園調布学園大学	5 清泉女学院大学	5 星槎大学	5 石川県立大学	5 横浜薬科大学	5 森ノ宮医療大学
山梨英和大学	6 健康科学大学	6 創造学園大学	6 山梨県立大学	6 岐阜医療科学大学	6 神戸夙川学院大学
7 諏訪東京理科大学	7 聖泉大学	7 日本薬科大学	7 秋田看護福祉大学	7 大阪河崎リハビリテーション大学	7 兵庫医療大学
8 松本大学	8 長浜バイオ大学	8 武蔵野学院大学	8 群馬バース大学	8 大阪総合保育大学	8 近大姫路大学
9 静岡英和学院大学	9 びわこ成蹊スポーツ大学	9 千葉科学大学	9 白梅学園大学	9 順心会看護医療大学	9 環太平洋大学
10 星城大学	10 大阪成蹊大学	10 聖母大学	10 東京医療保健大学	10 聖マリア学院大学	10 山口学芸大学
11 名古屋学芸大学	11 関西鍼灸大学	11 LEC東京リーガルマインド大学	11 東京聖栄大学	短期大学	11 サイバー大学
12 羽衣国際大学	12 千里金蘭大学	12 八洲学園大学	12 大阪青山大学	1 東京福祉大学短期大学部	短期大学
13 岡山学院大学	13 東大阪大学	13 静岡福祉大学	13 四條畷学園大学	2 福井医療短期大学	1 島根県立大学短期大学部
14 中国学園大学	14 畿央大学	14 浜松学院大学	14 神戸ファッション造形大学	大学院大学	2 岐阜保健短期大学
15 宇部フロンティア大学	15 熊本保健科学大学	15 愛知新城大谷大学	短期大学	1 産業技術大学院大学	大学院大学
16 第一福祉大学	短期大学	16 日本赤十字豊田看護大学	1 日本歯科大学東京短期大学	2 映画専門大学院大学	1 日本伝統医療科学大学院大学
17 長崎ウエスレヤン大学	なし	17 藍野大学	大学院大学	3 グロービス経営大学院大学	2 新潟リハビリテーション大学院大学
短期大学	大学院大学	18 大阪女学院大学	1 ビジネス・ブレイクスルー大学院大学	4 日本教育大学院大学	
1 弘前福祉短期大学	なし	19 沖縄キリスト教学院大学	2 光産業創成大学院大学	5 文化ファッション大学院大学	
2 明治鍼灸大学医療技術短期大学部		短期大学	3 神戸情報大学院大学	6 事業創造大学院大学	
3 大阪健康福祉短期大学		1 ヤマザキ動物看護短期大学		7 LCA大学院大学	
大学院大学		2 愛知きわみ看護短期大学		8 大原大学院大学	
なし		大学院大学			
		1 大宮法科大学院大学			
		2 情報セキュリティ大学院大学			
		3 京都情報大学院大学			
		4 デジタルハリウッド大学院大学			

公私立大学の新設大学一覧（H14～R5）

H20	H21	H22	H23	H24	H25
大学	大学	大学	大学	大学	大学
1 長崎県立大学	1 千葉県立保健医療大学	1 新見公立大学	1 福山市立大学	1 日本ウェルネススポーツ大学	1 秋田公立美術大学
2 桐生大学	2 新潟県立大学	2 東北文科大学	2 日本映画大学	2 亀田医療大学	2 札幌保健医療大学
3 植草学園大学	3 愛知県立大学	3 日本保健医療大学	3 京都華頂大学	3 東京医療学院大学	3 岡崎女子大学
4 三育学院大学	4 弘前医療福祉大学	4 ヤマザキ学園大学	4 大阪物療大学	4 横浜創英大学	短期大学
5 佐久大学	5 日本赤十字秋田看護大学	5 横浜美術大学	5 宝塚医療大学	5 京都美術工芸大学	なし
6 北陸学院大学	6 東都医療大学	短期大学	6 純真学園大学	6 大阪行岡医療大学	大学院大学
7 修文大学	7 こども教育宝仙大学	なし	短期大学	7 天理医療大学	なし
8 神戸常盤大学	8 東京有明医療大学	大学院大学	1 埼玉東萌短期大学	短期大学	
9 福岡女学院看護大学	9 びわこ学院大学	なし	大学院大学	なし	
10 保健医療経営大学	10 大阪保健医療大学		1 滋慶医療科学大学院大学	大学院大学	
短期大学	11 広島都市学園大学			1 事業構想大学院大学	
1 愛知医療学院短期大学	短期大学			2 沖縄科学技術大学院大学	
大学院大学	1 仙台青葉学院短期大学				
1 ハリウッド大学院大学	2 有明教育芸術短期大学				
2 SBI大学院大学	3 貞静学園短期大学				
	4 平成医療短期大学				
	大学院大学				
	なし				

公私立大学の開設大学一覧（H14～R5）

H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学
1 山形県立米沢栄養大学	1 湘南医療大学	なし	1 北海道千歳リハビリテーション大学	1 公立小松大学	1 長岡崇徳大学	1 湘南鎌倉医療大学	1 三条市立大学	1 川崎市立看護大学	なし
2 敦賀市立看護大学	2 長野保健医療大学	短期大学	2 岩手保健医療大学	2 長野県立大学	2 岐阜保健大学	2 名古屋柳城女子大学	2 叡啓大学	2 大阪公立大学	短期大学
3 日本医療大学	3 鳥取看護大学	なし	3 福井医療大学	3 育英大学	3 和歌山信愛大学	3 高知学園大学	3 松本看護大学	3 大阪信愛学院大学	なし
4 京都看護大学	短期大学	大学院大学	4 一宮研伸大学	4 東京通信大学	4 福岡国際医療福祉大学	短期大学	短期大学	4 令和健康科学大学	大学院大学
5 大和大学	なし	なし	5 福岡看護大学	5 新潟食料農業大学	短期大学	なし	なし	短期大学	なし
短期大学	大学院大学		短期大学	短期大学	なし	大学院大学	大学院大学	なし	専門職大学
なし	なし		1 東京歯科大学短期大学	1 仙台赤門短期大学	大学院大学	なし	1 静岡社会健康医学大学院大学	大学院大学	1 電動モビリティシステム専門職大学
大学院大学			2 ユマニテク短期大学	大学院大学	なし	専門職大学	専門職大学	なし	2 東京情報デザイン専門職大学
なし			1 社会情報大学院大学	1 大学院大学至善館	専門職大学	1 静岡県立農林環境専門職大学	1 芸術文化観光専門職大学	1 アール医療専門職大学	3 グローバルBiz専門職大学
					1 高知リハビリテーション専門職大学	2 東京国際工科専門職大学	2 かなざわ食マネジメント専門職大学	専門職短期大学	4 ビューティ&ウェルネス専門職大学
					2 国際ファッション専門職大学	3 びわこリハビリテーション専門職大学	3 名古屋国際工科専門職大学	なし	専門職短期大学
					専門職短期大学	4 東京保健医療専門職大学	4 大阪国際工科専門職大学	1 専門職短期大学	なし
					1 ヤマザキ動物看護専門職短期大学	5 情報経営イノベーション専門職大学	5 和歌山リハビリテーション専門職大学	1 専門職短期大学	1 神山まるごと高等専門学校
						6 開志専門職大学	専門職短期大学		
						7 岡山医療専門職大学	1 せとうち観光専門職短期大学		
						専門職短期大学			
						1 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部			

国立大学の一法人複数大学制度について

経緯

- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。

- ✓「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」（経済財政運営と改革の基本方針2018）
- ✓「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」（未来投資戦略2018）
- ✓「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」（統合イノベーション戦略）
- ✓「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直しなど…大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」（今後の高等教育の将来像の提示に不可欠な中間まとめ（平成30年6月 中央教育審議会大学分科会将来構想分科会））

- 制度の設計等について必要な検討を行うため、「国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議」を設置。同会議の検討の結果を踏まえ、一つの国立大学法人が複数の大学を設置できるよう、令和2年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」により国立大学法人法の一部を改正。

これまでの制度の活用状況

	統合前の法人名	統合後の法人名	統合時期
1	国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学	国立大学法人東海国立大学機構	令和2年4月1日
2	国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学	国立大学法人北海道国立大学機構	令和4年4月1日
3	国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学	国立大学法人奈良国立大学機構	令和4年4月1日

大学の統合について

- 国立大学は平成14～令和6年度にかけて15組が統合し、私立大学は平成20～令和5年度にかけて11組が統合した。

国立大学の統合

31校 → 15校

統合年度	統合後	統合した大学
H14	山梨大学	山梨大学、山梨医科大学
"	筑波大学	筑波大学、図書館情報大学
H15	東京海洋大学	東京商船大学、東京水産大学
"	福井大学	福井大学、福井医科大学
"	神戸大学	神戸大学、神戸商船大学
"	島根大学	島根大学、島根医科大学
"	香川大学	香川大学、香川医科大学
"	高知大学	高知大学、高知医科大学
"	九州大学	九州大学、九州芸術工科大学
"	佐賀大学	佐賀大学、佐賀医科大学
"	大分大学	大分大学、大分医科大学
"	宮崎大学	宮崎大学、宮崎医科大学

<国立大学法人化後>

統合年度	統合後	統合した大学
H17	富山大学	富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学
H19	大阪大学	大阪大学、大阪外国語大学
R6	東京科学大学	東京工業大学、東京医科歯科大学

私立大学の統合

24校 → 11校

統合年度	統合後	統合した大学
H20	慶応義塾大学	慶応義塾大学、共立薬科大学
"	東海大学	東海大学、九州東海大学、北海道東海大学
H21	関西学院大学	関西学院大学、聖和大学
H23	上智大学	上智大学、聖母大学
H25	常葉大学	常葉大学園大学、富士常葉大学、浜松大学
H29	星槎大学	星槎大学、日本教育大学院大学
H30	北海道科学大学	北海道科学大学、北海道薬科大学
R2	関西国際大学	関西国際大学、神戸山手大学
R3	大阪医科薬科大学	大阪医科大学、大阪薬科大学
R4	兵庫医科大学	兵庫医科大学、兵庫医療大学
R5	天理大学	天理大学、天理医療大学

大学の廃止（募集停止を含む）

廃止年度 (募集停止年度)	大学名	入学定員			所在地
		学部	修士／専門職	博士	
平成15年度	立志館大学	195名			広島県安芸郡
平成22年度	日本伝統医療科学大学院大学		10名		東京都新宿区
"	LCA大学院大学		70名		大阪府大阪市
平成23年度	東和大学	160名			福岡県福岡市
平成24年度	創造学園大学	280名			群馬県高崎市
平成25年度	愛知新城大谷大学	100名			愛知県新城市
"	映画専門大学院大学		75名		東京都渋谷区
"	神戸ファッション造形大学	100名			兵庫県明石市
"	三重中京大学	200名	5名	2名	三重県松阪市
平成27年度	大宮法科大学院大学		50名		埼玉県さいたま市
"	聖トマス大学	250名	12名	6名	兵庫県尼崎市
"	神戸夙川学院大学	270名			兵庫県神戸市
平成29年度	東京女学館大学	95名			東京都町田市
"	福岡医療福祉大学	300名			福岡県太宰府市
平成30年度	福岡国際大学	120名			福岡県太宰府市
令和5年度	広島国際学院大学	250名	12名	5名	広島県広島市
"	保健医療経営大学	80名			福岡県みやま市
令和6年度	上野学園大学	100名			東京都台東区
(令和6年度から募集停止)	恵泉女学園大学	290名	12名		東京都多摩市
"	神戸海星女子学院大学	95名			兵庫県神戸市
(令和7年度から募集停止)	高岡法科大学	100名			富山県高岡市
"	ルーテル学院大学	90名	20名	3名	東京都三鷹市
"	電動モビリティシステム専門職大学	40名			山形県西置賜郡

※統合した大学の廃止は除く。

【出典】文部科学省作成

短期大学の廃止（募集停止を含む）

廃止年度 (募集停止年度)	短期大学名	入学定員	所在地
令和元年度	高知短期大学（公立）	120名	高知県高知市
〃	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部	100名	奈良県奈良市
令和２年度	関東短期大学	150名	群馬県館林市
〃	立教女学院短期大学	300名	東京都杉並区
令和３年度	大阪青山大学短期大学	60名	大阪府箕面市
〃	神戸山手短期大学	100名	兵庫県神戸市
〃	聖セシリア女子短期大学	100名	神奈川県大和市
〃	東海大学短期大学部	200名	静岡県静岡市
〃	ブール学院短期大学	170名	大阪府堺市
令和４年度	青山学院女子短期大学	580名	東京都渋谷区
〃	浦和大学短期大学部	60名	埼玉県さいたま市
〃	東海大学医療技術短期大学	80名	神奈川県平塚市
〃	文化学園大学短期大学部	50名	東京都渋谷区
〃	北海道科学大学短期大学部	100名	北海道札幌市
令和５年度	愛知江南短期大学	150名	愛知県江南市
〃	宇都宮文星短期大学	70名	栃木県宇都宮市
〃	久留米信愛短期大学	135名	福岡県久留米市
〃	札幌大学女子短期大学部	80名	北海道札幌市
〃	杉野服飾大学短期大学部	50名	東京都品川区
令和６年度	環太平洋大学短期大学部	100名	愛媛県宇和島市
(令和５年度から募集停止)	淑徳大学短期大学部	340名	東京都板橋区
〃	北陸学院大学短期大学部	100名	石川県金沢市

※4大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。
※令和元年度以降に廃止(募集停止を含む)した短期大学を記載。

短期大学の廃止（募集停止を含む）

廃止年度 (募集停止年度)	短期大学名	入学定員	所在地
(令和６年度から募集停止)	植草学園短期大学	100名	千葉県千葉市
〃	東京福祉大学短期大学部	75名	群馬県伊勢崎市
(令和７年度から募集停止)	足利短期大学	50名	栃木県足利市
〃	池坊短期大学	250名	京都府京都市
〃	上智大学短期大学部	250名	神奈川県秦野市
〃	九州龍谷短期大学	100名	佐賀県鳥栖市
〃	就実短期大学	180名	岡山県岡山市
〃	純真短期大学	180名	福岡県福岡市
〃	城西短期大学	120名	埼玉県坂戸市
〃	鈴鹿大学短期大学部	90名	三重県鈴鹿市
〃	星美学園短期大学	100名	東京都北区
〃	西南女学院大学短期大学部	100名	福岡県北九州市
〃	園田学園女子大学短期大学部	145名	兵庫県尼崎市
〃	中九州短期大学	100名	熊本県八代市
〃	名古屋女子大学短期大学部	280名	愛知県名古屋市
〃	奈良佐保短期大学	180名	奈良県奈良市
〃	姫路日ノ本短期大学	50名	兵庫県姫路市
〃	福岡女学院大学短期大学部	100名	福岡県福岡市
〃	北星学園大学短期大学部	200名	北海道札幌市
〃	美作大学短期大学部	110名	岡山県津山市
〃	武庫川女子大学短期大学部	520名	兵庫県西宮市
〃	龍谷大学短期大学部	220名	京都府京都市

※4大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。
※令和元年度以降に廃止(募集停止を含む)した短期大学を記載。
※令和7年度募集停止の短期大学については、令和5年4月時点の入学定員数を記載。

【出典】文部科学省作成

連携、再編等に関する施策の例（文部科学省関係）

	国立大学
時期	2002年～2003年に集中的に統合（101大学→89大学） ※法人化（2004）後は、富山（2005）・大阪（2007）の2事例
規模	101大学（2002.4）→86大学（2007.10） ※2024年10月に東京工業大学と東京医科歯科大学が統合して東京科学大学となる予定
背景	国立大学の法人化（2004.4）
目的	教育研究基盤の強化、個性と特色ある大学づくり、 スケールメリットの確保
手法	●「大学（国立大学）の構造改革の方針」（遠山プラン）の発表（2001.6） ○各大学や分野ごとの状況を踏まえ再編・統合 ・教員養成系など→規模の縮小・再編（地方移管等も検討） ・単科大（医科大など）→他大学との統合等（同上） ・県域を越えた大学・学部間の再編・統合 など ○ 国立大学の数の大幅な削減を目指す →スクラップ・アンド・ビルドで活性化 ●「国立大学の再編・統合についての基本的な考え方」の公表（2001.11） （参考）法人統合について ●国立大学法人法改正（2020.4） 一法人複数大学制度の導入 （北海道（3大学）、東海（2大学）、奈良（2大学）の3事例）

【出典】文部科学省作成

連携、再編等に関する施策の例（文部科学省関係）

	公立小学校・中学校
時期	1956～
規模	小学校：26,730校（1956）→18,699校（2023） 中学校：13,001校（1956）→9,095校（2023）
背景	少子化に伴う学校の小規模化や時代・社会の進展に対応した教育ニーズの質的变化への対応
目的	<u>公立小中学校の適正規模・適正配置に関する取組は、各市町村において、地域の実情を踏まえ、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育をより良く実現するために行うべきもの</u> ・児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。 ・学校規模・配置の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。 ・コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情などにも配慮する必要があり、個別具体の学校の在り方については、児童生徒の教育方針を踏まえた上で、学校設置者である市町村が主体的に判断。
手法	●「公立小・中学校の統合方策について」（文部科学事務次官通知）（1956.11） ●「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の作成（2015.1） ●財政支援（統廃合する場合も、小規模として存続する場合も、支援の対象となり得る） ◇施設整備への補助 ・統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や改修（算定割合：原則1/2）に対して補助 ◇教員定数の加配 ・統合前後一定期間における指導・運営体制の構築を支援 ・小規模校加配 ◇スクールバス等購入費補助 等

【出典】文部科学省作成

連携、再編等に関する施策の例（他省庁関係）

	農業協同組合	市町村（平成）
時期	1961年～ （法は1961～2001）	1999年～2010年
規模	12,050（1960.3）→1,347（2001.3）→537（2023.4） （信用事業を行う農協数）	3,232（1993.3）→1,727（2010.3） （市町村数）
背景	法制定当時は、正組合員戸数が1,000戸未満の農協が95.2%（1960年度末）、市町村区域未満の農協が84.0%	地方分権の推進、少子高齢化の進展、広域的な行政需要の増大、行政改革の推進
目的	農協の基盤強化 （法目的は「適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農協の広範な育成」）	基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化
手法	● 農業協同組合合併助成法（1961.4.1施行。2001.3.31に特例の期限を迎えて事実上失効。） ・ 合併経営計画の樹立 ・ 都道府県知事の認定 ・ 助成措置（施設の総合整備を行う合併農協を補助する都道府県に対する施設整備費補助金の交付等の都道府県に対する間接補助） ・ 都道府県の指定した農協合併推進法人による固定化債権の買取や農協への融資に係る利子補給 ・ 税制上の特例措置（法人税、登録免許税等の特例）	● 「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく、以下の財政的支援（1999～2004） ・ 合併特例債（事業費の95%まで充当でき、元利償還金の70%が後年度基準財政需要額に算入される）の創設 ・ 地方交付税の合併算定替（合併市町村の普通交付税額が、合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税額の合算額を下回らないようにする特例）の大幅な延長 ● 「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく、国・都道府県の以下の積極的な関与（2005～2010） ・ 国は基本指針の策定 ・ 都道府県は市町村の合併の推進に関する構想の策定など

【出典】文部科学省作成

連携、再編等に関する施策の例（他省庁関係）

	地域銀行
時期	2020年～
規模	100行（2020）→
背景	人口の減少等による地銀等の経営環境の悪化
目的	地域経済の基盤となる金融サービスの維持
手法	● 金融機能強化法の改正による資金交付制度の創設（2021.7 ※5年間の時限立法） ・ 実施計画（合併・経営統合等の経営基盤強化の計画）の提出 ・ 審査会による審査・認定 （認定要件は、①提供する金融サービスが地域経済にとって不可欠であること、②人口減少等により金融サービスの持続的提供が困難となるおそれがあること、③計画実施により金融サービスの提供が維持されると見込まれることなど） ・ 資金交付（システム統合、業務集約共同化の費用、一時的物件費（上限30億円）） ・ 財源は、預金保険機構の金融機能強化勘定の利益剰余金（*）を活用（350億円） （*）金融機能強化法に基づき資本参加した金融機関からの配当収入の内部留保分 ・ 金融庁による履行状況モニタリング、監督上の措置命令 ● 独占禁止法特例法（*）の施行（2020.11 ※10年間の時限立法） （*）地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律 ・ 合併等の認可を受けようとする地銀は、基盤的サービス維持計画を内閣総理大臣に提出 ・ 内閣総理大臣による認可を受けた合併等について、独禁法の適用を除外（認可に際しては、公取委に協議） （認可基準は、①需要の持続的な減少による収支の悪化により、基盤的サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあること、②合併等により、基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれ、基盤的サービス提供の維持が図られること、③合併等により、利用者に不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。） ・ 認可基準②又は③に適合するものでなくなった際には、適合命令。

【出典】文部科学省作成

連携、再編等に関する施策の例（他省庁関係）

	医療機関
時期	2014年～
規模	125.1万床（2015）→119.9万床（2022） ※各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、各構想区域の医療機能毎に確認する必要がある点に留意が必要。
背景	中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズの質・量の変化
目的	良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保 ※病床の削減や統廃合を目的とするものではない。
手法	●医療法改正（2014） ・地域医療構想（各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに推計し、各都道府県が地域医療構想調整会議で協議を行い、病床機能の分化・連携を進める）の創設 ・病床機能報告制度（各医療機関の足下の現況と今後の方向性を「見える化」）の創設 ・都道府県知事の権限（病床機能報告における過剰な医療機能への転換時の対応、地域医療構想調整会議の協議が整わないとき等の対応など） ●財政支援等 ・地域医療介護総合確保基金（消費税財源を活用）の創設（2014）、病床機能再編支援事業の創設（2020） ・重点支援区域の選定を通じた技術的支援（データ分析等）・財政的支援の創設（上記基金の優先配分等）（2020） ●金融・税制優遇措置 ・認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産にかかる登録免許税（2021）、不動産取得税（2022）の軽減 福祉医療機構による優遇融資など ●公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について（局長通知）（2020） ・公立・公的医療機関等の対応方針の再検証等の実施 ●地域医療構想の進め方について（局長通知）（2022） ・各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しの実施 ●地域医療構想の進め方について（課長通知）（2023） ・PDCAサイクルを通じた地域医療構想の推進 ●2025年に向けた地域医療構想の進め方について（局長通知）（2024） ・2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項の明確化、国による積極的な支援 ※地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

【出典】文部科学省作成

地域での協議の在り方に関する制度

	地域公共交通	公的職業訓練
時期	2007年～	2022年～
規模	—	—
背景	人口減少、少子化の進展、モータリゼーションを前提としたライフスタイルや都市構造の変化等	地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定の必要性、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善の必要性
目的	地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生	地域の人材ニーズを踏まえた精度の高い職業訓練の実施、個別の訓練コースの質の向上の促進
手法	●「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」（2007制定、2020一部改正・施行） ・全ての地方公共団体に「地域公共交通計画」作成の努力義務 ・地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い、地域公共交通計画を作成 ●地域交通法の一部改正（2023施行） ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、国土交通大臣が組織する「再構築協議会」制度を創設 ・再構築協議会において協議が整った場合、再構築方針を作成。国は協議が整うよう積極的に関与。 ・再構築方針等に基づいて「鉄道事業再構築事業」を実施 ●財政支援等 ・地域公共交通確保維持改善事業（令和5年度補正：279億円 令和6年度予算：208億円 ※地方財政措置あり） ・社会資本整備総合交付金（令和6年度当初予算：5,065億円の内数 ※地方財政措置あり）等	●地域職業能力開発促進協議会の法定化（2022.10施行） 【構成員】都道府県労働局、都道府県、公共職業能力開発施設を設置する市町村、職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、リカレント教育実施大学等）、労働者団体、事業主団体 等 【協議事項】 ・地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事 ・訓練効果の把握・検証等に関する事 ・年度計画（地域職業訓練実施計画）の策定に関する事 等 （参考） ●地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置 ・地域職業訓練実施計画に位置付けられる、リスクリングの推進サポート等の事業（地方単独事業）を対象に、要する経費に対して特別交付税措置を講ずる（令和5年度より ※4年間の時限措置）。

【出典】文部科学省作成

定員管理の取扱い

- 大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 一定の定員の超過や未充足に対しては、学部・学科等の設置不認可や基盤的経費の減額等がある。
- 大学院部分や通信制課程については、「適正な定員管理」自体は大学院設置基準や大学通信教育設置基準等で求められるが、大学設置審査等に関する不認可措置は不適用(ただし、①国立大学の定員未充足の取扱い、②高等教育の修学支援新制度の機関要件(通信制課程のみ)については適用あり)。

I. 定員超過の取扱い

1. 大学設置審査等に関する取扱い

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、不認可。ただし、修業年限を超えて一定期間在籍している者は以下の条件をすべて満たす場合に限り控除して算出するなど、成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる仕組みとなっている。

- ① 毎年度、授業計画書を作成・公表
- ② GPA(グレード・ポイント・アベレージ)の公表及び適切な運用
- ③ 成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学等が主体的に実施

区分	大学				短期大学	高等専門 学校
大学規模 (収容定員)	4,000人以上			4,000人未満		
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
不認可となる割合	1.05以上	1.10以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第3号、同条第2項
「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について(通知)」(令和4年9月30日付高等教育局長通知)

2. 基盤的経費等に関する取扱い

(1) 国立大学

学部ごとの収容定員超過率が110%以上(小規模学部(入学定員100人以下)は120%以上)の学生数分の授業料収入相当額を、中期目標期間終了時に国庫納付。ただし、留学生(国費留学生、外国政府派遣留学生、交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生)、休学者、2年以内の留年者(ただし全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を行うことが要件。)は学生数から控除される。

【根拠】「令和5年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について」(令和5年2月3日付高等教育局長通知)

(2) 私立大学(高等専門学校を含む)

収容定員充足率(大学全体、学部等ごと、それぞれで算定)が一定の基準を超過した場合は、私立大学等経常費補助金が不交付となる。不交付とならない場合であっても、収容定員充足率(学部等ごとに算定)に応じて増減。ただし、2年以内の留年者(授業方法・計画、成績評価基準の明示、GPA制度の導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学で実施していることが要件)等は学生数から除外される。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

<大学全体の収容定員充足率による不交付措置>

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
超過率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

<学部ごとの収容定員充足率による措置>

定員規模 (収容定員)		8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
充足率	100%		+ 9 %	
	101～102%		+ 6 %	
	103～104%		+ 3 %	
	105～106%		± 0 %	
	107～109%		▲ 6 %	
	110～112%	不交付		▲ 9 %
	113～116%	〃		▲ 13 %
	117～119%	〃		▲ 17 %
	120%	〃	不交付	▲ 17 %
	121～124%	〃	〃	▲ 21 %
	125～128%	〃	〃	▲ 25 %
	129%	〃	〃	▲ 29 %
	130%～	〃	〃	不交付

※令和5年度から令和6年度にかけては経過措置を設けており、上記は令和7年度の基準。医歯学部については、別途設定。

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第2号、第6条
私立大学等経常費補助金交付要綱等